

議第174号

京都市土地開発公社定款の変更について

京都市土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

第6条第5項中「民法第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に改める。

第24条第2号中「郵便貯金又は」を削る。

附 則

(施行期日)

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。

提案理由

民法及び公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。